

答申第329号

平成18年11月27日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開処分に関する第三者からの不服申立てについて（答申）

平成18年9月7日付けで諮問された飼い犬に関する指導事項確約書公開の件（諮問第382号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

不服申立人が提出した犬の飼い方に係る指導事項を履行する旨を記載した文書を公開するとしたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、不服申立人が提出した犬の飼い方に係る指導事項を履行する旨を記載した文書（以下「本件行政文書」という。）を、神奈川県知事が、平成18年8月24日付けで公開するとした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件行政文書は、平成18年6月に、不服申立人の自宅、畑（以下「本件畑」という。）及び山林において、不服申立人が飼育している犬（以下「本件犬」という。）の飼育状況についての調査が実施機関により行われ、その後、同年7月に実施機関に呼び出され、白紙とボールペンを渡されて担当職員が書いた文章を同じように自筆で書くよう強制的に言われたのでそれに従って書いたものである。

イ その際、担当職員に本件行政文書の利用目的を聞いたところ、今回、本件行政文書の公開請求を行った者（以下「本件請求者」という。）が要求しているとの返答があり、本件請求者には本件行政文書を見せないことを担当職員が約束した。

ウ 本件行政文書に記載した日付については、不服申立人は約2年前から本件犬の狩猟訓練を本件畑で行っておらず、そのことを実施機関が調査で確認しているにもかかわらず、なぜ呼び出された当日の日付なのか聞いたところ、担当職員から、本当であれば2年前の日付であるが、日付を遡るわけにいかないので呼び出された当日の日付を書くよう指示されたものである。

エ このように、本件行政文書は神奈川県職員により不法に書かされ、実施機関が取得したもので、不服申立人が本意で書いて提出した文書では

ないことは明らかであり、悪意に企図された本件処分の取消しを求めるものである。

### 3 実施機関（保健福祉事務所）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を公開するとした理由は、次のとおりである。

- (1) 本件行政文書は、本件犬の飼養者である不服申立人が提出した、犬の飼い方に係る指導事項を履行する旨を記載した文書である。
- (2) 本件請求者から実施機関に対して、本件請求者の飼い兎（以下「本件兎」という。）が平成16年12月頃に本件犬によりかみ殺されたとの苦情申立てが平成18年6月にあったことから、不服申立人に対し事実確認を行ったところ、囲いのない本件畑において、鎖をはずし本件犬の狩猟訓練を行っていたこと及び本件兎がかみ殺された後も同様であったとの話を得た。  
このため、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「動物愛護条例」という。）の規定に基づき、不服申立人に本件犬の飼い方を指導している中で、本件行政文書が提出された。
- (3) 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号の規定によれば、個人に関する情報は原則として非公開とされているが、同号ただし書に該当するものは公開することとされており、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は同号ただし書に該当し、公開することとなる。
- (4) 本件行政文書は、不服申立人に本件犬の飼い方を指導している中で提出されたもので、本件請求者の財産である本件兎がかみ殺された事故（以下「本件事故」という。）が発生し、本件犬が本件兎をかみ殺した可能性があること、不服申立人が本件事故発生後も本件畑において本件犬の放し飼いによる狩猟訓練を行っていたとの話を得たこと及び本件犬の訓練場所である本件畑の周囲には畑や民家があることから、条例第5条第1号ただし書に該当すると判断したものである。

### 4 審査会の判断理由

( 1 ) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

( 2 ) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件犬の飼養者である不服申立人が実施機関に提出した文書であり、日付、宛名（保健福祉事務所長）、不服申立人の住所及び氏名、本件犬の飼い方に係る指導事項並びに当該指導事項を不服申立人が確実に履行する旨の内容（以下「本件指導事項等」と総称する。）が記載されている。

( 3 ) 条例第 5 条第 1 号該当性について

条例第 5 条第 1 号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

(ア) 条例第 5 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書は、不服申立人を特定して公開請求した文書であることから、特定の個人が識別される情報であり、本件指導事項等のすべてが同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

(ア) 条例第 5 条第 1 号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 条例第 5 条第 1 号ただし書エ該当性について

a 条例第 5 条第 1 号ただし書エは、同号本文に該当する情報であつ

ても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。

- b 動物愛護条例第 8 条は、犬の飼養者の遵守事項として、犬を逸走させないため、適正な方法で係留すること等を定めており、また、同条例第 21 条は、「知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼養者その他関係者から施設の状況その他必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、飼養者の施設、施設を設置する場所その他関係ある場所に立ち入り、施設、施設を設置する場所その他関係ある物件を検査させ、若しくは調査させ、若しくは関係者に質問させることができる」と規定している。
- c 実施機関は、動物愛護条例に基づき、平成 18 年 6 月に本件犬の飼育状況についての現地調査を実施している。その結果、本件事故において本件犬が本件兎をかみ殺した可能性があり、また、不服申立人が本件事故発生後も本件犬の放し飼いによる狩猟訓練を囲いのない本件畑で行っていたことを、不服申立人からの聞き取りにより確認したため、実施機関は不服申立人に対し、犬の飼養者の遵守事項についての指導を行った。
- d 以上のことからすると、不服申立人が犬の飼養者の遵守事項を確実に履行しなければ、本件事故と同様の事故が発生する可能性があると考えられることから、本件事故発生後においても、過去に生じた事態から類推して将来同様の危害等が発生することが予測される状態が存在しているものと認められる。

また、本件指導事項等は、近隣住民等から見れば、動物愛護条例第 8 条（犬の飼養者の遵守事項）及び第 19 条（事故届）に基づく犬の飼養者の遵守事項を不服申立人が確実に履行しているかどうかを確認することができる情報であると解されるため、公開することが必要な情報であると認められる。

したがって、本件指導事項等は、人の生命、身体等への危害等から県民を保護するため公開することが公益上必要な情報であり、条

例第5条第1号ただし書工に該当すると判断する。

(4) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているものであり、前記2(2)の、本件行政文書は本意で書いて提出した文書ではない旨の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 9 月 7 日	諮問書を受理
9 月11日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
9 月25日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
9 月29日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
10月11日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
10月11日 ( 第56回部会 )	審議
10月26日	指名委員により実施機関から非公開等理由説明を聴取
11月13日 ( 第57回部会 )	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	首 都 大 学 東 京 教 授	部 会 員
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成18年11月27日現在) (五十音順)